

# 幌延町地球温暖化対策実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく事務事業実行計画)



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

平成19年7月  
北海道幌延町

## 目次

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の背景と目的	
2 幌延町におけるこれまでの取組みと今後の方向性	
3 地球温暖化の影響	
第2章 計画の概要	4
1 計画の期間	
2 対象となる事務・事業の範囲	
3 対象となる温室効果ガス	
4 温室効果ガスの排出削減目標	
第3章 取組みの内容	8
1 資源・エネルギー利用の削減	
2 環境負荷の少ない製品等の使用	
3 廃棄物の減量とリサイクルの推進	
第4章 推進体制及び実施状況の公表等	11
1 推進体制	
2 実施状況の公開	

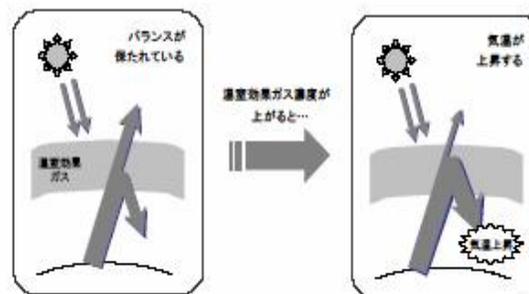
# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

平成9年に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締結会議（COP3）において「京都議定書」が採択され、日本は温室ガス排出量を平成20年（2008年）から平成24年（2012年）の第1約束期間の間に平成2年（1990年）のレベルから6%削減することを公約しました。このような国際的な動きを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成11年4月に施行され、地方自治体においては自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定し、その計画及び実施の状況を公表することが義務づけられました。こうしたことから、町として効果的な地球温暖化対策を推進し、また温室効果ガス排出の抑制だけに限定せず、大規模な事業所として、環境への負荷の少ない製品の購入・使用、省エネ対策、ごみの減量やリサイクルなどに取り組むため、『幌延町地球温暖化対策実行計画』を策定しました。

## 2 地球温暖化の影響

大気中には、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスと呼ばれる気体があります。太陽から地表に届いたエネルギーは地表を暖め、その熱は赤外線という形で放出されます。温室効果ガスには、その赤外線を吸収するという働きがあり、吸収された熱は再び地表に向かって放出され、地表を暖めます。これが、「温室効果」です。温室効果がないと地球の平均気温は-18℃になってしまうと言われています。つまり、温室効果そのものが問題なのではなく、温室効果のおかげで地上は現在のような生態系が保たれているのです。ところが、現在、人類の活動によって二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が伸び、大気中の濃度が増加を続けています。このため、地表付近の気温が急速に上昇しています。これが、地球温暖化と言われる現象です。



急激な気温の上昇に伴う地球環境の影響としては、

- ① 海面の上昇に伴う陸域の減少
- ② 豪雨や干ばつなどの異常現象の増加
- ③ 生態系への影響や砂漠化の進行
- ④ 農業生産や水資源への影響
- ⑤ マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられています。

地上気温は過去100年間に世界全体で $0.6 \pm 0.2^{\circ}\text{C}$ 、日本では約 $1^{\circ}\text{C}$ 上昇しました。

IPCCの予測では、このまま対策がなされなければ、地表の平均気温は、21世紀末までに $1.4 \sim 5.8^{\circ}\text{C}$ 上昇すると言われており、上記地球環境の影響により、日常生活へ甚大な被害が及ぶことが指摘されています。

◇ IPCC 「気候変動に関する政府間パネル：Intergovernmental Panel on Climate Change」の略。1988年にWMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）のもとにつくられた科学者の集まりであり、気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイスとカウンスルを提供しています。

### 3 幌延町におけるこれまでの取組みと今後の方向性

これまでも、浜里地区の風力発電や西天北五町施設衛生組合の廃棄物熱利用をはじめ、事業所として各種燃料等使用量の削減や、廃棄物の減量、リサイクルの促進など、地球環境の保全と予防に取り組んできました。機構の改革などにより全町的な取組みが遅れておりましたが、従来の取組みを生かし、次のような段階で取り組んでいきます。

- ① 部署ごとに計画の基礎数値となる燃料費や光熱費などを記録し、集積を行う。
- ② 集積したデータから、温室効果ガス排出の削減目標数値を設定し、抑制を推進する。  
※ 本実行計画においては最近の基礎数値を基本とするため、18年度の排出量で算出した削減目標としている。
- ③ 進捗状況に応じて、数値目標や取組みの見直しを行う。

## 第2章 計画の概要

### 1 計画の期間

京都議定書の第1約束期間（平成20年から平成24年）にあわせ、平成19年度から平成23年度までの5年間の計画の期間とします。ただし、毎年度の目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 2 対象となる事務・事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、町が直接行う全ての事務・事業とします。

### 3 対象となる温室効果ガス

本計画において排出量の削減対象とする「温室効果ガス」には、次に掲げる6種類があります。いずれも法及び京都議定書によって定められており、中でも最も温暖化に影響を与えているガスは二酸化炭素とされています。二酸化炭素の大気中濃度は、産業革命以降、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、人為的な排出が増えたことにより急速に上昇しています。しかも、IPCCの報告書には「最近の50年間に観測された温暖化のほとんどは人間活動によるものである」と記されています。すなわち、地球温暖化は先進工業国の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会・経済システムが引き起こしている問題であり、自治体も事業者・消費者として、率先して温室効果ガスの排出量を削減する行動を実行していく必要があります。

#### 【温室効果ガス一覧】

温室効果ガス	地球温暖化係数	主な発生源・用途
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	化石燃料（石油・石炭等）の燃焼など
メタン (CH <sub>4</sub> )	21	燃料の燃焼など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310	燃料の燃焼など（特に自動車）
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	140 ~ 11,700	スプレー、エアコン、冷蔵庫等の冷媒、半導体洗浄など
パーフルオロカーボン (PFC)	6,500 ~ 9,200	半導体洗浄など
六フッ化硫黄	23,900	電力の絶縁体や半導体洗浄など

◇ 地球温暖化係数 温室効果ガスには、種類により温室効果を引き起こす力の強さに差があります。二酸化炭素が温暖化を引き起こす力を「1」としたときの他のガスの力の強さを「地球温暖化係数」といいます。

## 4 温室効果ガスの排出削減目標

### ①温室効果ガスの排出量

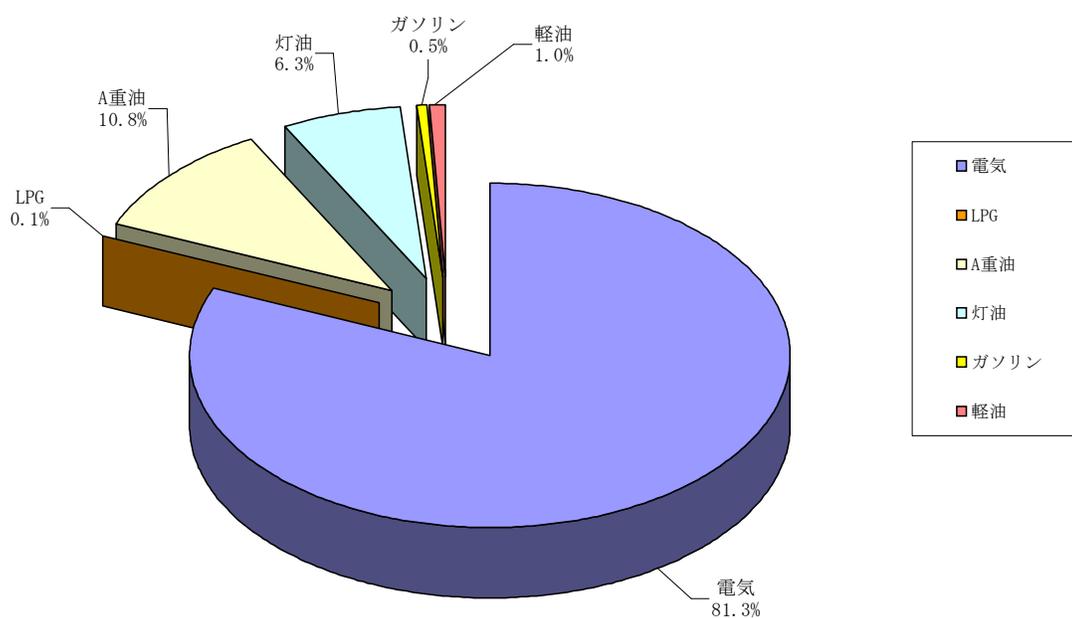
平成18年度の町の事務・事業における各温室効果ガスの排出量及び二酸化炭素に換算した温室効果ガスの排出量は下表のとおりです。また、幌延町の事務事業に関する温室効果ガス排出量を調査した結果、活動項目別にみると、温室効果ガス排出量のうち電気の使用に伴うものが80%と、大半をしめており【グラフ1】、その内訳を見ると、役場庁舎、保健福祉施設、学校関係・コミュニティ施設といった町民生活に直結したの多いことがわかります【グラフ2】。

【活動区分別の実績（概算）】 ※18年度時点での算定方法で算出しています。

活動区分		使用量	排出ガス	温室効果ガス排出量
電気の使用		2,320,282 kWh	CO <sub>2</sub>	1,287,757 kg
燃 料 の 使 用	ガソリン	12,403 l	CO <sub>2</sub>	28,775 kg
	軽油	27,090 l	CO <sub>2</sub>	70,975 kg
	灯油	175,209 l	CO <sub>2</sub>	447,388 kg
	A重油	309,592 l	CO <sub>2</sub>	838,994 kg
	液化石油ガス	4,487 m <sup>3</sup>	CO <sub>2</sub>	13,462 kg

【グラフ1】

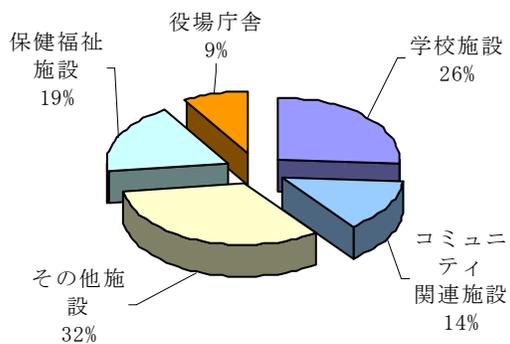
エネルギー別効果ガス排出量



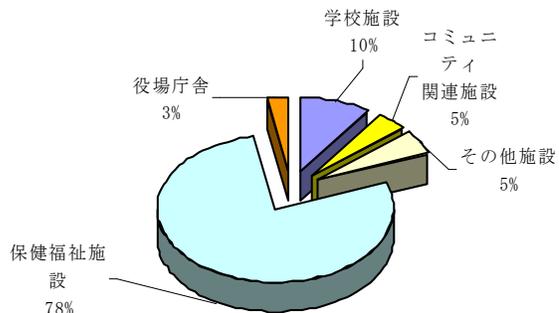
【グラフ2】（施設管理に係る各種燃料の施設別使用割合）

※・学校施設：小中学校、給食センター、保育所等  
 ・保健福祉施設：病院、北星園、老人福祉センター、保健センター  
 ・コミュニティ施設：公民館、体育館、スポーツ公園、美術館、ビジターセンター、スキー場、各集会所等  
 ・その他施設：道路センター、斎場、食肉加工施設、下水道管理センター、街路灯、共進会場等

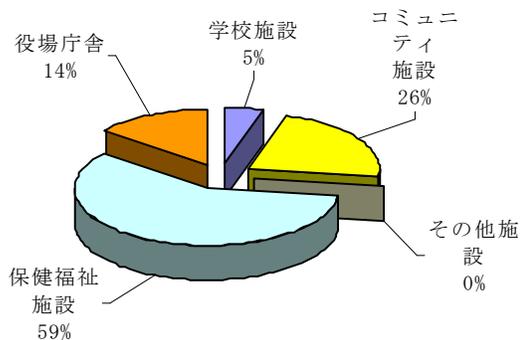
施設別【電気】使用量



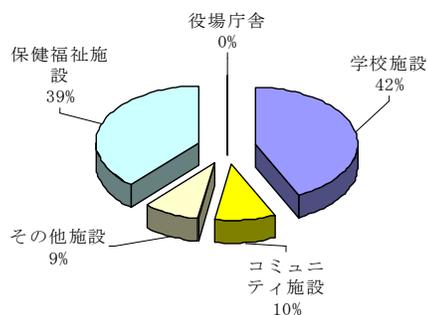
施設別【LPG】使用量



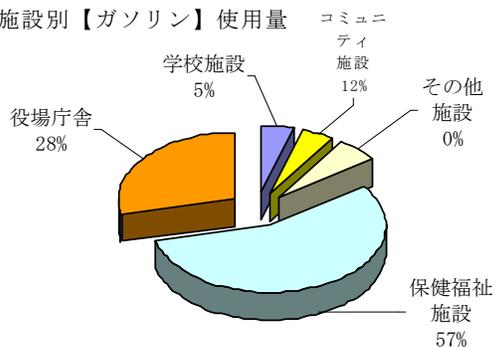
施設別【A重油】使用量



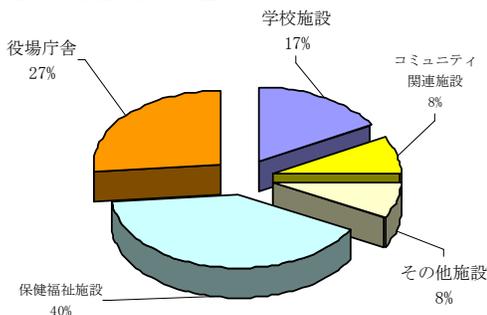
施設別【灯油】使用量



施設別【ガソリン】使用量



施設別【軽油】使用量



## ②温室効果ガスの削減目標

平成18年度における温室効果ガス総排出量（概算）を平成23年度までに6%削減します。

【平成18年度排出量 2,687（単位：CO<sup>2</sup>換算トン）】

【平成23年度排出量 2,526（単位：CO<sup>2</sup>換算トン）】

### ■CO<sup>2</sup>はこんなことで削減できます

- ◇ 週2日、往復8kmの車の運転をやめる 年間約 185kgのCO<sup>2</sup>の削減
- ◇ 1日5分のアイドリングストップを行う 年間約 39kgのCO<sup>2</sup>の削減
- ◇ ガス給湯器の設定温度を40℃から38℃にする 年間約 28kgのCO<sup>2</sup>の削減

### ■平成19～23年度までの5年間で目標のCO<sup>2</sup>排出量削減に必要な燃料の削減量は？

活動区分		18年度使用量	6%削減に必要な燃料の削減量の目安	1年度ごとに必要な燃料の削減量の目安
電気の使用		2,320,282 kWh	139,217 kWh	27,843 kWh
燃料の使用	ガソリン	12,403 ℓ	744 ℓ	148 ℓ
	軽油	27,090 ℓ	1,625 ℓ	325 ℓ
	灯油	175,209 ℓ	10,512 ℓ	2,102 ℓ
	A重油	309,592 ℓ	18,575 ℓ	3,715 ℓ
	液化石油ガス	4,487 m <sup>3</sup>	27 m <sup>3</sup>	5 m <sup>3</sup>

※ CO<sup>2</sup>排出量を削減するために、仮にそれぞれの燃料を6%削減すると仮定した場合の目安量です。必ずしも、各燃料を均等に削減しなければならないわけではありません。

### ■温室効果ガスの削減にむけて

先述のように温室効果ガスの削減のためには、相当の電気使用料の削減・燃料削減が必要となります。温室効果ガスの排出量の中で一番大きなウェイトを占めているのが電気ですが、学校関係・下水・水道での使用がその多くを占めていることから、容易な削減は望めないと言えます。

目標達成に向けては、それぞれの事業において燃料等の削減を意識するとともに、職員一人ひとりが日常の勤務においても削減を意識することが大切です。庁舎間の移動の際には乗り合わせを心がける、使用しないときはパソコンのモニターを閉じるなど、小さな取組みを徹底することが目標達成へ向けた第1歩であると意識し、第3章の様々な削減に対する取組みに努めましょう。

③温室効果ガス排出に間接的に資する項目への取組み

温室効果ガスの削減量には直接算定されませんが、ISOの環境マネジメントシステムに準じ、以下の項目について、任意取組み項目として今後目標を設定していくものとします。

- ① 事務に係る消耗品等の減量
- ② 環境負荷の少ない製品の使用
- ③ 廃棄物の減量とリサイクルの推進

## 第3章 取組みの内容

### 1 資源・エネルギー利用の削減

#### ①電気使用量の削減

- ◆休憩時において来客のない事務所の消灯を徹底するとともに、時間外勤務等に際し不要な照明の消灯を徹底する。
- ◆書庫、更衣室、会議室、廊下、トイレ等の不要な照明の消灯を徹底する。
- ◆OA機器は、一定以上の時間使わない場合は電源を落とすよう努めます。
- ◆暖房温度の適温設定（暖房20℃）の一層の徹底に努める。
- ◆自席から立つ時は、パソコンのモニターを閉じ、消費電力を減らすようにする。
- ◆各種の電気機器の運転に際しては、負荷を押さえた運転に努める。

#### ②公用車の燃料使用量の削減

- ◆公用車の駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控えるなど環境に配慮した運転方法を徹底する。
- ◆出張時には公共交通機関を効率的に利用する。
- ◆近距離の移動には、徒歩や自転車の利用に努める。
- ◆車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、常に車内整理に努める。

#### ③庁舎管理に係る燃料使用量の削減

- ◆ボイラー等のエネルギー供給機器の適正な運転管理を図る。
- ◆暖房用の石油ストーブ、ガスストーブの適正温度設定（20℃）の徹底に努める。

#### ④水使用量の削減

- ◆トイレ、洗面所での水の流しっぱなしをやめ、節水に努める。
- ◆公用車の洗車、食器洗い、清掃での水の流しっぱなしをやめ、節水に努める。

### 2 事務に係る消耗品等の減量

#### ①用紙類の使用量の削減

- ◆両面コピー・両面印刷を徹底し、用紙の使用量を削減する。
- ◆会議に配布する資料の簡素化を図り、視聴覚機器を活用し、ペーパーレス化に努める。

- ◆庁内資料は、ミスコピーの裏面利用等の有効利用を行う。
- ◆ミスコピー紙を分別し、機密保持に留意して裏面利用と資源化利用を推進する。
- ◆会議において配布する資料を入れるための封筒や窓口用の封筒は、希望される場合にだけ渡す。
- ◆使用済み封筒は、宛名の貼付などにより、庁内連絡・理解を得られる相手先への送付に利用する。
- ◆電子メールを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ◆パソコンからのプリントアウトは最小限にとどめる。
- ◆法令等の出版物は、可能なものから、電子情報化されたものに切り替える。

#### ②物品等の長期使用

- ◆物品等の故障時には修理に努め、安易に廃棄せず長期使用に努める。
- ◆文書を廃棄する際は、ファイル等の再利用に努める。
- ◆使用していない物品については安易な廃棄をせず、他の部署への転用等の再利用に努める。

### 3 環境負荷の少ない製品等の使用

#### ①再生紙の使用

- ◆冊子、パンフレット等の印刷物は、古紙配合率がより高い再生紙を利用するとともに、その印刷物には再生紙を使用している旨または古紙配合率を明記する。
- ◆事務用紙、電算用連続紙についても古紙配合率のより高い再生紙を選択する。

#### ②再生品等の使用促進

- ◆文具等の購入に当たっては、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を優先的に選択する。

#### ③省エネルギー型製品の導入

- ◆照明機器、OA機器、空調機器等の更新や新規の購入、リースに当たっては、国際エネルギースターロゴ認定などのエネルギー性に優れた機器を導入する。

#### ④低公害車の導入

- ◆公用車の更新や新規購入に当たっては、ハイブリッド車を始めとする低公害車、あるいは「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費目標値に達する低燃費車の導入に努める。
- ◆低公害車の公用車を利用した遠距離出張など、その利用頻度を高めるように努める。

⑤庁舎維持管理にあたっての配慮

- ◆庁舎維持管理に伴う大規模な改修等にあたっては、温室効果ガス排出抑制のため、随所に環境負荷を軽減し、省エネに配慮した設計に努める。

## 4 廃棄物の減量とリサイクルの推進

①廃棄物の減量

- ◆使い捨ての容器や製品の使用を見直し、詰め替え商品や繰り返し使える製品を使用する。
- ◆シュレッダーの使用は機密文書の処理に限り、各課における適切な書類管理の上、機密文書でもリサイクル可能と判断されるものはリサイクルを推進する。
- ◆物品の購入時は、納入業者への簡易包装と梱包品の引き取りを促す。
- ◆業者との契約時に、提出物のファイル等の減量化に努める。
- ◆業者等が配布するカタログ等の部数は必要最低限の部数とし、庁内供用に努める。
- ◆事務所内のゴミ箱を段階的に削減する。

②リサイクルの推進

- ◆事務用紙、新聞紙、段ボール、書籍類、廃棄書類の分別回収を徹底し、リサイクル率を高めるように努める。
- ◆アルミ缶、スチール缶、飲料ビン等の分別回収を徹底するように努める。
- ◆分別回収ボックスを事務所内及び各機関に適切に配置する。

## 第4章 推進体制及び実施状況の点検・公表等

### 1 推進体制

「推進本部」、「推進担当者」、「全職員及び臨時職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### ①推進本部

本計画に関して本部長を町長、副本部長に副町長、教育長とし、その他構成員として各課長職をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検等を行う。

#### ②推進担当者

各課及び出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的な推進を図っていく。

#### ③事務局（総務課）

事務局を総務課に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

#### 推進体制組織図



### 2 実施状況の公表等

本計画にそった温室効果ガスの排出量や削減への取組み状況について、広報、ホームページ等により公表します。また、重大な計画変更を行った場合についても、同様とします。